

## 中間市ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1. 目的

中間市では、次に掲げる項目を目的として、市が所管する道路、公園及び緑道等（以下「施設」という。）に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を対価を支払って取得することができるネーミングライツ・パートナーを募集します。

- (1) 市の新たな財源の確保
- (2) 長期的かつ継続的に安定した財源基板の確立による施設の適正な維持管理（主に公園の草刈り）
- (3) ネーミングライツ・パートナー、地域住民及び市の協力による地域の活性化

### 2. 募集概要

次の条件でネーミングライツ・パートナーを募集します。

#### (1) 対象施設

- ア 市道御館・通谷線の一部（ふれあい大通り）※1
- イ 切畑水路上の緑道（やすらぎ通り）※1
- ウ 垣生公園 ※1
- エ 屋島公園 ※1
- オ 中間市が市道として認定している全ての道路（※2）
- カ 条例に規定されているウ、エを除く都市公園
- キ 条例に規定されている全ての児童遊園

※1 詳細は、別添1のとおり。

※2 延長が長い1級、2級市道においては、協議によりネーミングライツの範囲を指定することができる。また、その他市道は、路線の分割は行わない。

#### (2) ネーミングライツ料（価格）

- ア 年額60万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）
- イ 年額80万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）
- ウ 年額80万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）
- エ 年額40万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）
- オ、カ、キ 年額30万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 契約時に上記金額に消費税及び地方消費税を含めた金額で契約します。

※ 年度途中の契約の場合は、月割とし、1円未満は切捨てとします。なお、期間に1月未満の端数があるときは1月として計算します。

#### (3) 愛称使用期間

5年間以上10年以内とし、提案により決定します。

#### (4) 愛称名の使用開始時期

ネーミングライツ・パートナーに関する契約（以下「契約」という。）を締結した日から使用を開始することができますが、提案により、任意の使用開始日を設定できます。

(5) ネーミングライツ・パートナーの特典

- ア 愛称名が記載された名称看板（以下「名称看板」という。）の設置に伴う道路占用料又は公園使用料の免除
- イ 市が新規に作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等（以下「市作成印刷物等」という。）への愛称名の表示
- ウ ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知

(6) 愛称の命名条件

- ア 施設等の愛称として、企業名、商品名等を冠した名称（メッセージは、含めることができません。）を付与することができます。市民に親しまれ、利用者に理解されやすい名称としてください。なお、条例で定める施設等の名称の改正は行いません。
- イ 企業ロゴのデザインは、ネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。ただし、使用する企業ロゴ等のデザインについて、道路標識等と誤認させるもの、飲酒運転又は危険運転を推奨又は連想させるもの、蛍光、反射性の塗料等を用いたものその他使用する企業ロゴ等のデザインとして不適切なものであると市が判断した場合は、使用することができません。
- ウ 名称及び企業ロゴ等については、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。
- エ 愛称の表示は、モニュメントの設置も可能とします。ただし、本市や関係機関との協議により希望箇所に表示等できない場合もありますので、応募の際に表示場所及び表示デザイン等を提案してください。
- オ 前記2（5）の名称看板や市作成印刷物等において、原則として、愛称名を表示しますが、必要に応じ、条例上の施設名を併記したり、条例上の施設名のみを使用する等の対応をとることがあります。
- カ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は、原則として行うことができません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。
- キ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
  - ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ③人権侵害、名誉毀損若しくは差別をするもの又はそのおそれがあるもの
  - ④政治性又は宗教性のあるもの
  - ⑤社会問題その他についての主義又は主張に類するもの
  - ⑥青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑦第三者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
  - ⑧公衆に不快の念を与えるもの
  - ⑨出資者又は出資金を募集するもの
  - ⑩氏名その他の特定の個人を示すもの
  - ⑪その他施設の愛称として適当でないとし市長が認めるもの

### (7) 費用負担

区分	負担
ネーミングライツ料	ネーミングライツ・ パートナー
提案及び契約締結に係る諸費用	
敷地内外の表示の変更(施設看板)及び維持管理に係る費用	
原状回復費用	市
新規の市作成印刷物(パンフレット、広報紙等)の表示	

※ 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能なものについて行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。

### 3. 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア 申込書(別記第1号様式)
- イ 登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書
- エ 市税に滞納がないことを証明する書類
- オ 当該法人の事業の概要が分かる書類

#### (2) 応募期間

令和4年8月1日(月)午前9時から令和4年8月26日(金)午後5時まで

※ 郵送の場合は、必着のこと。

※ 持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

※ 令和4年10月3日(月)以降は、随時、募集を行います。申込みを受け付けた日をもって該当施設の募集は締め切りとなります。郵送の場合は、申込書が到達して受理した日とします。

#### (3) 提出先

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市建設産業部建設課土木係

### 4. 応募資格

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人が対象。
- (2) 中間市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する規制業種及び事業者でないこと。
- (3) 応募者の本社・本店所在地は、中間市内外を問いません。

## 5. ネーミングライツ・パートナーの選定方法

### (1) 審査

市が設置した審査会において、愛称、ネーミングライツ料、その他の提案内容等を総合的に審査し、その結果を基に優先交渉者を決定します。また、応募者が1者のみの場合も、審査会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査します。

### (2) 審査結果の通知及び優先交渉者との協議

審査結果は、全ての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないこととします。

優先交渉者と協議を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的にネーミングライツ・パートナーを決定します。なお、優先交渉者との間で、契約内容について合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点の候補者との協議を行うものとしてします。

### (3) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定した場合、当該決定した法人の名称、施設の愛称等について、広報なかまやホームページ等において公表します。

## 6. 契約方法

### (1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、契約を締結します。

### (2) 契約の解除

契約締結後に、応募資格を満たさなくなった場合、又は信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市が認めたときは、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し及び当該契約を解除するものとしてします。この場合において、原状回復に係る経費は、応募者又はネーミングライツ・パートナーの全額負担とします。なお、契約を解除した場合、市は契約解除日の属する年度の契約金額は返還しません。

## 7. 問合せ先

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市役所 建設産業部建設課

電話番号 093-246-6259

FAX番号 093-244-1040

E-mail kensetsuka@city.nakama.lg.jp